「仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会における先端的サービス創出及び規制改革推進事業」に係る質問に対する回答

No	質問事項	回答
1	【共通】提出書類について 各種提出書類は指定のファイルに内容入力した状態で提出するという認識ですが、社 印や代表者印は不要という認識で宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。
2	【先端的サービス固有】第11条 協定書の締結について 採択された事業において、事業実施者と仙台市長とで協定書を締結するとあります が、協定書ひな形について、予めご提示頂くことは可能でしょうか? 上記の対応が難しい場合、本事業における事業実施者間の責任分担については事業者 間の協議にて決定できるのでしょうか?それとも、代表事業者が事業すべての責任を 負担するようになりますでしょうか?	協定書については、現在調整中であり、採択後に対象事業者と調整させていただくものでしたので、予めのご提示は難しいことをご了承願います。 なお、本事業における責任分担でございますが、本市との関係におきましては、代表事業者による責任負担を想定しております。
3	人件費計上について 1)申請事業者の本事業に係る人件費の計上は可能でしょうか 2)可能な場合、単価と数量の計測の方法はございますでしょうか(社内規定の労務単価を活用で問題はないか) 3)精算時、人件費における証憑書類は何を提出する必要があるかご教示ください	1)可能です。 2)方法は任意です(社内規定の労務単価活用で問題はございません)が、「(第3号様式)経費算出表」に記載するとともに、別途、単価、想定稼働時間等のデータを求める場合があります。 3)「(第6号様式)経費内訳報告書」に記載するとともに、別途、単価、稼働時間実績等のデータを提出する必要があります。
4	再委託比率について 再委託比率における上限はございますでしょうか(複数事業者と連携を検討してお り、現状のプランだと再委託比率50%を超える見込みです)	本事業においては、本市から代表事業者への負担金による支出を予定しており、上限は特にございません。
5	2~3月間程度、システム構築期間を想定していることから、本格運用開始を1月末から2月上旬と見込んでますが問題無いでしょうか。	本格運用開始時期について、特段指定はございませんが、本事業においては、令和6年2月まで事業実施、同年3月上旬に成果報告資料提出を予定している点にご留意願います。
6	今年度事業終了後の次年度継続については、事業者側での検討となり必須ではないという理解であっていますでしょうか?	本事業の提案・実施にあたっての要件のひとつとして、次年度以降継続的な運用・実装が見込まれる事業であることが必要です。 今年度事業終了後の次年度継続について、必須とはしませんが、上記要件の趣旨を踏まえ、次年度以降の継続的な運用・実装に繋がることが望ましいと考えます。